

吉見農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書

(1) 農用地利用計画の変更案

農用地区域からの除外

事 案 番 号	所在地 (大字、字、地番)	除 外 事 由 (利用目的)	備 考
1	吉見町大字 飯島新田 字前屋敷 406-1の一部	敷地の拡張の ため	第13条2項の1について、必要性、適当性、非代替性は適当である。 第13条2項の2について、地域計画の達成への支障はない。 第13条2項の3について、農業利用への支障はない。 第13条2項の4について、農用地の利用集積への支障はない。 第13条2項の5について、土地改良施設への支障はない。 第13条2項の6について、農業公共投資の効用確保は適合している。
2	吉見町大字 飯島新田 字前屋敷 406-1、411-1、4 12、419-1の各一 部	住宅の建築の ため	第13条2項の1について、必要性、適当性、非代替性は適当である。 第13条2項の2について、地域計画の達成への支障はない。 第13条2項の3について、農業利用への支障はない。 第13条2項の4について、農用地の利用集積への支障はない。 第13条2項の5について、土地改良施設への支障はない。 第13条2項の6について、農業公共投資の効用確保は適合している。
3	吉見町大字 久保田新田 字戸場170-1の 一部	住宅の建築の ため	第13条2項の1について、必要性、適当性、非代替性は適当である。 第13条2項の2について、地域計画の達成への支障はない。 第13条2項の3について、農業利用への支障はない。 第13条2項の4について、農用地の利用集積への支障はない。 第13条2項の5について、土地改良施設への支障はない。 第13条2項の6について、農業公共投資の効用確保は適合している。

(2) 吉見農業振興地域整備計画の変更理由

敷地の拡張、住宅の建築のいずれについても、計画・規模ともに適切であり周辺農地への影響も少ないことから除外するものとする。